平成２７年（再イ）第２０号

山梨県中巨摩郡昭和町清水新居453番地１
サーパス清水新居1003
再生債務者　矢部　壱彦

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月18日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（再イ）第２６号

山梨県南アルプス市藤田625番地７
再生債務者　米山　　勉

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月18日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（再イ）第１２６号

京都市左京区高野西開町38番地１　高野川ハイツ416号
再生債務者　山元　啓吾

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再イ）第１号

愛媛県新居浜市北内町４丁目４番35号
再生債務者　山田　廣喜

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月20日　松山地方裁判所西条支部

平成２７年（再イ）第２５５号

札幌市北区太平12条６丁目８番12号
再生債務者　小俣　一典

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月20日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１９号

三重県名張市箕曲中村938番地２
再生債務者　幾島　一子

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月20日　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（再イ）第８９号

広島市佐伯区隅の浜１丁目11番29―102号
再生債務者　阿瀬川　学

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２２号

香川県高松市十川西町748番地15
再生債務者　竹之内聖志

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月20日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

第42回下水道技術検定実施公告

日本下水道事業団公告第１号

日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第４条第３項の規定に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を次のとおり実施するので公告する。

平成28年５月９日
日本下水道事業団理事長　谷戸　善彦

1　検定の区分

技術検定は、次の表の検定区分に従い、同表の検定技術を対象として行う。

検定区分	検定技術
第１種技術検定	計画設計（下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の事業計画及び第25条の11第１項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。）を行うために必要とされる技術
第２種技術検定	実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術
第３種技術検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術

2　試験科目及び試験の方法

技術検定は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の検定区分に従い、同表の試験科目について、それぞれの試験の方法により行う。

検定区分	試験科目	試験の方法
第１種技術検定	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式及び記述式
第２種技術検定	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式
第３種技術検定	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規	多肢選択式

3　技術検定の実施期日

平成28年11月13日（日）

4　技術検定の実施場所

札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市

5　受検資格

受検資格について制限はない。

6　受検手続

⑴　受検申込用紙の配布

受検申込用紙は、平成28年５月９日（月）から平成28年７月20日（水）まで次の場所において配布する。

①日本下水道事業団研修センター研修企画課
〒335―0037
埼玉県戸田市下笹目5141

②日本下水道事業団経営企画部総務課広報室
東京都文京区湯島２―31―27
湯島台ビル

③日本下水道事業団近畿・中国総合事務所
お客様サービス課
大阪市中央区久太郎町４―１―３
大阪御堂筋ビル

郵便で受検申込用紙を請求する場合は、①研修センター研修企画課へ、封筒の表に「技術検定申込用紙請求」と朱書し、205円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型２号）を必ず同封すること。

なお、日本下水道事業団のホームページよりダウンロードすることもできる。

⑵　受検の申込方法

受検を希望する者は、受検案内の申込書記入例に従い、受検申込用紙に所要事項を記入し、本人の写真をはり、検定手数料に係る郵便振替払込受付証明書を添付して、日本下水道事業団研修センター研修企画課（〒335―0037 埼玉県戸田市下笹目5141）に簡易書留により郵送すること。

⑶　申込受付期間

ア　申込受付期間は、平成28年６月27日（月）から７月20日（水）までとする。

ただし、平成28年７月20日までの消印があるものは受け付ける。

イ　受検申込書及び添付書類は、受理後は返還しない。

⑷　受検票の送付

受検票は、受検申込書の受付期間経過後、直接受検申込者に送付する。

7　検定手数料及びその納付方法

受検を希望する者は、検定手数料として下記の金額を郵便振替払込みにより納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

①第１種技術検定　12,000円
②第２種技術検定　 9,000円
③第３種技術検定　 9,000円